



2025年12月1日

各 位

会社名 株式会社ケイ・ウノ
代表者名 代表取締役 CEO 青木 興一
(コード番号: 259A 名証ネクスト市場)
問合せ先 取締役 CAO 兼執行役員 渡沼 和則
(TEL: 080-7638-1240)

従業員に対するストック・オプションの付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員に対しストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行すること及びその募集事項の決定を取締役会に委任することについて承認を求める議案（以下、「本議案」といいます。）を、2025年12月26日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、ストック・オプションを付与するためであります。なお、本議案をご承認いただけた場合に当社の従業員に発行する新株予約権の数の上限は750個(75,000株)であり、そのすべてが行使された場合、最大で約7.11%の希釈化が生じますが、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希釈化の影響は合理的なものであると考えております。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の数の上限

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、750個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 各本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、本新株予約権の発行価額は本新株予約権の割当日における公正な評価額とし、当該公正な評価額は一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデル等を用いて第三者評価機関が算出する額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の名古屋証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ取引

日の終値。) のいずれか高い金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）の範囲内で、当社取締役会決議により決定する期間とする。

(6) 貸渡による新株予約権の取得の制限

貸渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

1 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

2 その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

1 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

2 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上